

中央大学法曹会会則

(制定昭和44・5・17 改正55・5・27)

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

本会の事務所を東京都千代田区内に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること
二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は中央大学学員で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。

幹事長は、本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者の申出を受けたときは、常任幹事会の議を経て右の者を会員とするものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

一、幹事長 一名

二、副幹事長 五名

三、常任幹事 五〇名以内

四、幹事 二百名以内

五、会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。

補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学員会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事はそれぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及

び幹事会に出席して意見を述べることができ。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年五月中に幹事長がこれを召集する。

幹事長が必要ありと認めるときは臨時総会を召集することができる。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の召集を請求したときは、遅滞なく、これを召集しなければならない。

総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名がこれに当る。議長は幹事長より提案する議事を総会の審議に付する。

副議長は議長を補佐する。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は年二回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、幹事会を召集しなければならない。

幹事会において幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員各候補者に推せんする事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年四回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたと

きは、遅滞なく、常任幹事会を召集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を協議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会をおくことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て、改正することができる。

附 則

本会則は昭和四四年五月十七日から施行する。

従前の本会規約は同日廃止する。

この会則施行の際現に顧問である者はこの会則により委嘱したものとみなす。

附 則

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

この会則の施行の日に役員である者の任期は、昭和五五年度定

時総会の日までとする。

附則

この会則は、昭和五七年六月一日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時総会召集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により、臨時総会の召集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。

前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規定の改正は会則改正の手續による。

附則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

- 1 東京弁護士会所属会員中により 八〇名以内
- 2 第一東京弁護士会所属会員中より 三六名以内
- 3 第二東京弁護士会所属会員中より 三六名以内
- 4 都内各裁判所所属会員（判事出身の

公証人を含む）中より

二四名以内

5 都内各検察庁所属会員（検事出身の

公証人を含む）中より

二四名以内

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手續による。

附則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

中央大学法曹会事務局規程

第一条 中央大学法曹会事務局に次の職員をおく。

- 1 局長 一名
- 2 次長 五名

第二条 局長及び次長は、幹事会の議を経て幹事長がこれを任免する。

第三条 局長は幹事長の命を受け、事務局一切の事務を処理する。

次長はその担当事務について局長を補助する。

第四条 幹事長は幹事会にはかり、事務処理について、細則を

定めることができる。

附則

この規定は、昭和五五年六月一日から施行する。

以上

中央大学百周年記念事業 資金募金委員会規則

第一条（委員会の目的）

本委員会は、昭和六十年に迎える中央大学創立百年記念事業を実施するため中央大学学生会が同大学の方針をうけて事業資金の募集に協力することに対応することを目的とする。

第二条（委員会の権限）

委員会は前条の目的を達するため、本会員から資金を募集することに關する計画を立て、これを実行する。

第三条（委員会の組織）

- ① 委員会の委員は五十名とする。
- ② 委員の構成は東弁二十名、一弁、二弁十三名ずつ、裁判所、検察庁二名ずつとする。
- ③ 委員会は、互選により委員長一人及び副委員長五名を定める。
- ④ 委員の任期は二年とする。

第四条（委員会の終了）

委員会はその目的を達したときに終了する。

附則

この規則は、昭和五七年七月二〇日から施行する。

学校法人中央大学法職講座 運営委員会設置要綱

（設置）

第一条 本学に、学校法人中央大学法職講座運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の任務）

第二条 委員会は、本学学生及び卒業生のうち将来法曹を希望する者に対して必要な知識を教授するため法職講座を開講し、その運営に關する基本方針を樹て実施に當たる。

（委員会の構成）

第三条 委員会は、次の者で構成し、理事長が委嘱する。

- 一 法学部専任教員のうちから法学部長が推薦する者四人
- 二 学術研究団体連合会所属委員のうちから同会が推薦する者一人
- 三 法曹会所属委員のうちから同会が推薦する者一人

（委員の任期）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第五條 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、第三條第一号に定める委員で互選した者について、理事長が委嘱する。

3 委員長は、会議を招集し、議長となる。

(審議事項)

第六條 委員会は、第二條に定める任務を達成するため、次の事項について審議決定する。

一 法職講座運営の基本方針の策定に関する事項

二 法職講座の編成に関する事項

三 法職講座の指導に関する事項

四 予算申請案に関する事項

(意見の陳述等)

第七條 常任理事は、委員会に出席して意見を述べることができ、
2 委員会は、必要に応じて教職員等の出席を求めて意見を聴くことができる。

(運用の細目)

第八條 この要綱の運用について必要な細目は、別に定める。

(事務の所管)

第九條 委員会の事務は、委員会事務局が所管する。

附則

この要綱は、昭和五八年二月十四日から施行する。



中央大学法曹会役員等名簿（昭和56・57年度）

一、中大法曹会顧問・役員等

(1) 顧問

石井 一郎(二 弁)	石田 寅雄(東 弁)	井出 甲子太郎(一 弁)
今井 忠男(二 弁)	大塚 喜一郎(一 弁)	大西 保(二 弁)
萩山 虎雄(東 弁)	金子 文六(一 弁)	兼平 慶之助(東 弁)
河井 信太郎(一 弁)	倉田 雅充(一 弁)	小池 金市(東 弁)
後藤 英三(東 弁)	谷村 唯一郎(東 弁)	堂野 達也(東 弁)
藤井 暹(一 弁)	松井 宣(二 弁)	円山 田作(東 弁)
八島 三郎(一 弁)	山本 清二郎(一 弁)	山本 政喜(東 弁)

(2) 参 与

柴 沢 忠 幸(東 弁)	小 川 泉(東 弁)	小 木 貞 一(一 弁)
川 島 仟之助(三 弁)	近 藤 三代次(三 弁)	齋 藤 岩次郎(一 弁)
鈴 木 清 二(二 弁)	鈴 木 近 治(三 弁)	戸 田 宗 孝(東 弁)
外 村 隆(公証人)	橋 本 三 郎(一 弁)	松 島 政 義(東 弁)
米 田 為 次(東 弁)		

(3) 幹 事 長

瀧澤國雄(東弁)

(4) 副幹事長

阿部三郎(東弁)

萩原平(一弁)

内山弘(二弁)

浅香恒久(56年度裁判所)

杉山英巳(57年度裁判所)

窪田四郎(檢察庁)

(5) 幹事

○印は常任幹事

阿部三郎

赤坂正男

○秋知和憲

浅見昭一

○安藤章

足立憲英

秋山邦夫

秋山昭八

○猪股喜蔵

石井嘉夫

市川照己

飯田義則

伊東正

内野経一郎

上治清

○遠藤和夫

太田常雄

○及川昭二

岡垣宏和

○小竹耕

奥原喜三郎

金沢恭男

○亀井忠夫

菊池利光

○木川統一郎

○北村忠彦

○久木野利光

日下文雄

倉田哲治

工藤祐正

小林宏也

○児島平

紺野稔

佐伯弘

○榊原卓郎

桜井公望

笹原桂輔

佐藤義行

篠原千広

柴田勝

白井正男

菅沼隆志

鈴木秀雄

○須藤正彦

鈴木康洋

関口保太郎

高木茂

滝沢国雄

玉田郁生

多賀健三郎

高橋高男

高橋寿一

高島謙一

田中和

田村五男

○天坂辰雄

名波倉四郎

中井宗夫

○中山庫佳

○繩稚登

西村真人

野島良男

服部邦彦

○原山庫佳

萩原四郎

○浜 秀和 日野久三郎 藤井光春 深沢武久 福家辰夫

○本間 崇 堀合辰夫 松永涉 水喜景 森田洲右

○安原正之 山本忠義 山田重雄 山田茂 横山昭

安西 愈 池田達郎 居林興三次 岩田豊 大野忠男

岡田錫淵 梶原止 加毛修 熊谷俊紀 小坂志磨夫

○設楽敏男 篠原由宏 信部高雄 柴田徹男 島田一彦

鈴木英夫 高橋正則 田口邦雄 飛田政雄 萩原平

羽田忠義 畑野有伴 原秀男 深沢勝 深沢守

○松家里明 村上孝守 森田昌昭 柳沢義信 山崎源三

山田賢次郎 依田敬一郎 吉本英雄 米田俊夫 若林秀雄

渡辺洋一郎 依田敬一郎 吉本英雄 米田俊夫 若林秀雄

石黒竹男 今中美耶子 岩瀬外嗣雄 内山弘 上野操

遠藤英毅 小野田六二 大井勅紀 大塚功男 笠井盛男

○木戸口久治 小海正勝 坂本建之助 齐藤兼也 三枝信義

鈴木喜三郎 鈴木誠 高橋守雄 高橋一郎 高橋梅夫

鈴木喜三郎 鈴木誠 高橋守雄 高橋一郎 高橋梅夫

竹上英夫 田宮甫 多田武 田中美登里 中吉章一郎

(以上三六名一弁)

(以上八〇名東弁)

○中津靖夫 ○野宮利雄 林田耕臣 船越 広 古山昭三郎
 村山幸男 村山芳朗 諸永芳春 安井桂之助 雪下伸松
 吉田和夫

(以上三六名二弁)

浅香恒久 井上謙次郎 ○糟谷忠男 川上正俊 河野信夫

○佐藤歳二 佐野昭一 新矢悦二 ○杉山英己 滝田 薫

○土田 勇 ○豊吉 彬 長久保 武 並木 茂 舟橋定之

松岡 登 山本和敏

(以上一七名裁判所)

有安俊夫 飯田英男 今井良児 乙部二郎 窪田四郎

○佐野真一 神宮寿雄 ○竹村照雄 土屋 守 水流正彦

寺西賢二 ○寺西輝泰 中津川 彰 長山四郎 原 武志

松浦 恂 ○水原敏博 水上 寛治 ○宗像紀夫 山崎 惠美子

山邊 力 五島幸雄

(以上二二名檢察庁)

(6) 會計監事

吉住仁男(東弁) 森 謙(二弁) 川坂二郎(二弁)

(7) 事務局

事務局長 森田洲右(東弁)

次長 松永涉(東弁)

〃 渡辺洋一郎(一弁)

〃 村山芳郎(二弁)

〃 山本和敏(裁判所)

〃 五島幸雄(検察庁)

二、昭和五六・五七年度中央大学法律曹会各種委員会委員名簿

(1) 人事委員会

◎赤坂正男 繩稚登 安藤章 水上喜景(東弁)

深沢勝 山崎源三(一弁)

木戸口久治 大西保(二弁)

浅香恒久(裁判所)

窪田四郎(検察庁)

(2) 会報編集委員会

猪股喜蔵 岡垣宏和 福家辰夫(東弁)

柴田徹男 羽田忠義(一弁)

◎高橋梅夫 中津靖夫(二弁)

荒木勝己(裁判所)

◎印は委員長 ○印は副委員長

中津川 彰 (檢察庁)

(3) 会則改正委員会

赤坂正男 鈴木秀雄 名波倉四郎 北村忠彦 小竹耕

亀井忠夫 本間崇 安原正之 (東弁)

◎信部高雄 若林秀雄 岩田豊 柴田徹男 (一弁)

遠藤英毅 斉藤兼也 高橋守雄 鈴木誠 (三弁)

田中康郎 豊吉彬 (裁判所)

窪田四郎 五島幸雄 (檢察庁)

(7) 法職コース協力委員会

木川統一郎 鈴木康洋 白井正明 内野経一郎 玉田郁生

高嶋謙一 (東弁)

◎依田敬一郎 篠原由宏 玉井真之助 (一弁)

小海正勝 安井桂之助 多田武 (二弁)

難波孝一 舟橋定之 (裁判所)

宗像紀夫 寺尾淳 (檢察庁)

(5) 大学問題委員会

赤坂正男 安藤章 石井嘉夫 石田寅雄 市橋千鶴子

太田常雄 川島仟之助 日下文雄 小池金市 児島平

(6)

中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会

後藤英三 鈴木秀雄 須藤正彦 竹内三郎 堂野達也

縄稚登 野島良男 山本忠義(東弁)

井出甲子太郎 大塚喜一郎 岡田錫淵 小木貞一 金子文六

河井信太郎 倉田稚充 信部高雄 田中政義 原秀男

◎宮田光秀 八島三郎 山本清二郎 依田敬一郎(二弁)

石井一郎 内山弘 大西保 川坂二郎 木戸口久治

坂本建之助 斎藤兼也 高橋梅夫 田宮甫 松井宣

(二弁)

岡垣学 塚本重頼(裁判所)

竹村照雄 水原敏博(検察庁)

秋知和憲 太田常雄 菊池利光 ○久木野利光 日下文雄

児島平 小林宏也 佐伯弘 榊原卓郎 篠原千広

鈴木秀雄 中井宗夫 名波倉四郎 服部邦彦 原山庫佳

日野久三郎 藤井光春 森田洲右 安原正之 山本忠義

(東弁)

梶原止 宮田耕作 吉田勸 吉本英雄 ○池田達郎

高橋勇次 松家里明 信部高雄 島田一男 山田賢次郎

(7)

中央大学創立百周年記念事業資金募金委員会

設楽敏男(一弁)

林田耕臣 内山弘

田宮甫 中吉章一郎

村山幸男(二弁)

糟谷忠男 新矢悦二

竹村照雄 水原敏博

窪田四郎 佐野真一

寺西輝泰

小野田六二

野宮利雄

杉山英巳

滝田薫

窪田四郎

佐野真一

寺西輝泰

川坂二郎

高橋梅夫

滝田薫

土田勇

佐野真一

寺西輝泰

坂本建之助

◎松井宣

土田勇

土田勇

寺西輝泰

寺西輝泰

寺西輝泰

赤坂正男 安藤章

小竹耕 及川昭二

○児島平 日下文雄

浜秀和 玉田郁生

◎宮田光秀 田口邦雄

信部高雄 依田敬一郎

○設楽敏男 梶原止

石田寅雄

亀井忠夫

笹原桂輔

堂野達也

柳沢義信

山崎源三

萩原平

遠藤和夫

久木野利光

鈴木秀雄

縄稚登

深沢勝

若林秀雄

萩原平

太田常雄

小池金市

須藤正彦

水上喜景

深沢守

岩田豊

萩原平

(裁判所)

(検察庁)

(東弁ブロック)

(一弁ブロック)

○坂本建之助

鈴木誠

諸永芳春

笠井盛男

高橋守雄

田宮甫

中津靖夫

安井桂之介

小野田六二

野宮利雄

高橋梅夫

林田耕臣

吉田和夫

(二弁ブロック)

○岡垣学

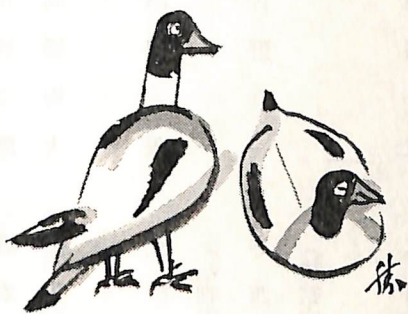
藤原康志

(裁判所ブロック)

○竹村照雄

水原敏博

(検察庁ブロック)



昭和五六年度、五七年度中大法曹会

会務報告の概要

事務局長 森 田 洲 右

一、昭和五六年五月二五日から同五七年五月一七日までの昭和五六年度会務については既に五七年五月一七日の定時総会で報告済みであります。同年度においては、五六年六月一七日第一回執行部会を皮切りにして、執行部会を九回、幹事会を四回、常任幹事会を四回、各種委員会、打合せ会等の会合を三二回開催しました。中でも法曹会創立三〇周年記念式典挙行とその準備、各実行委員会の会合が多く持たれて、同年度の主要な会務となりました。先輩会員らの責任感と実行力に深く敬意を表したいと思えます。また、本会の会則一部改正がなされ、総会において「議長制」を設けることとなりました。

二、昭和五七年五月一七日から五八年五月二〇日までの間の昭和五七年度の会務報告は本号に掲載されているとおりであり、五月二〇日の定時総会でご承認を得る予定となっております。五七年五月三十一日の第一回執行部会を最初にして、執行部会を十三回、幹事会を三回、常任幹事会を四回開催しました。各種委員会等の会合は外部との参加、共催を含めて、三四回に及びました。特に、学研連との共催の「司法試験直前コース」と「法職講座」の設置をめざして、渥美教授私案の実現に向けて、法曹会の関連委員会、部会は建設的に協力し前進して、大学

側に法職講座運営委員会（後掲の同委員会設置要綱参照）が設置され、中大生・OBの司法試験合格者を増大させるための抜本的処置がとられたことは、当法曹会が十年余にわたり大学に「意見書」を、学研連等に「提案」を提出して来た結果によるものであります。先輩らの先見性と研究と実行力に対して心から敬服するとともに、喜びに耐えないものがあります。加えて、わが中央大学創立百年記念事業の募金に対して、いちはやく法曹会は協力の決議をし、学会会の同募金委員会に対応する募金委員会を設置し（後掲委員会規則参照）、活発に活動を展開しました。「募金基準」の設置、同通知を全会員二三〇〇余名に送付し、委員会宛に募金の結果をハガキにて通知をうけることとし、全期に対しては、東弁、一弁、二弁に各期別責任者一名宛を委嘱し、在庁の同期の会員に対しても、募金を働きかけることとしました。時期をみて更に募金の状況から優れた運動方針を策定されるべきであります。昭和五八年四月一四日現在では九五名と合計三九、〇八〇、〇〇〇円の募金の申込が右委員会に通知されています。

三、右のように滝沢国雄執行部は、二年間の法曹会会務の執行を終り、新執行部にバトンタッチすることとなりました。全会員のご協力とご指導により会務を大過なく果した安堵感に少なからぬ喜びを感じております。ただ、この間、谷村唯一郎先生をはじめ立派な大先輩や同友を失ったことは無念の極みであります。会員とともに心よりご冥福をお祈りいたす次第であります。

最後に法曹会会員諸先生のご発展とご活躍を祈り、今後共相変りもせずご指導をお願い申し上げます。報告とします。

以上